

潟上市助け合いひろがるネットワーク事業実施要 綱

平成 30 年 3 月 28 日

告示第 53 号

(目的)

第 1 条 この告示は、潟上市助け合いひろがるネットワーク事業の実施について必要な事項を定め、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等（以下「高齢者等」という。）が行方不明になったときに、早期発見するため関係機関等との協力体制を構築し、高齢者等の安全確保及びその家族等への支援を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 潟上市助け合いひろがるネットワーク事業の実施主体は、潟上市とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することができる。

(事業内容)

第 3 条 潟上市助け合いひろがるネットワークの事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 高齢者等の把握に努め、当該高齢者等や家族等への支援をおこなう。
- (2) 市内協力機関（以下「協力機関」という。）による支援体制の構築と、警察等との連携を図る。
- (3) 当事業の普及啓発に努め、事案発生後は再発防止支援を行う。

(事業の報告)

第 4 条 潟上市助け合いひろがるネットワーク事業の一部を委託した場合には、当該事業を受託した者は、当該事業を実施した月の翌月 10 日までに、当該実施した事業内容を市長に報告するものとする。

(対象者)

第 5 条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65 歳以上の認知症高齢者及び若年性認知症と診断された者
- (2) 行方不明になるおそれのある障がい者

2 前項の規定にかかわらず、市外に住所を有する者が市内事業所を利用中に発生した事案や、人命にかかわる事案等、その他市長が特に必要と認めた者の場合は、この限りでない。

(事前登録)

第6条 潟上市助け合いひろがるネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の利用を希望する対象者若しくはその家族等又は対象者と契約を交わしている介護支援専門員若しくは介護サービス事業者（以下「申請者」という。）は、「潟上市助け合いひろがるネットワーク」登録票（様式第1号）を市長に提出し、対象者を登録するものとする。

(登録の更新及び変更)

第7条 申請者は、毎年度末に速やかに市長へ「潟上市助け合いひろがるネットワーク」登録更新・変更届（様式第2号）を提出し、ネットワークに登録された者に係る登録情報の更新を行わなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、ネットワークに登録された者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、申請者は、速やかに市長へ「潟上市助け合いひろがるネットワーク」登録更新・変更届の提出をするものとする。

(1) 登録内容に変更が生じたとき。

(2) この事業の利用を中止するとき。

(協力機関の登録)

第8条 協力機関に登録しようとする事業所又は団体等は、「潟上市助け合いひろがるネットワーク」協力機関登録票（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 協力機関は、登録の内容に変更があった場合、又は登録を廃止する場合には、「潟上市助け合いひろがるネットワーク」協力機関変更届（様式第4号）により直ちに市長へ届出をするものとする。

3 通信に要する費用は、協力機関が各々負担するものとする。

(行方不明時の対応等)

第9条 高齢者等が行方不明になった場合の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 家族等は、高齢者等が行方不明であることが明らかになった場合には、電話等により警察へ通報する。

(2) 市は、通報された状況を聞き取り、ネットワーク登録情報を確認する。

(3) 市は、ネットワークの利用の可否を家族等に確認後、「潟上市助け合いひ

ろがるネットワーク」発見協力依頼票（様式第5号）を作成し、協力機関にファクシミリにて送付し、所在情報を収集する。

(4) 協力機関は、通常業務に支障のない範囲で行方不明となった高齢者等（この号及び次号において「行方不明者」という。）の発見に努めるものとし、行方不明者を発見した場合には速やかに市へ連絡するとともに、当該行方不明者を可能な範囲で保護することに努めるものとする。

(5) 市は、行方不明者の発見の連絡を受けたときには、所管の警察署に連絡し、身元確認を依頼すると同時に、協力機関に「発見・保護の報告とお礼について」（様式第6号）を送付し、発見協力依頼解除の報告をするものとする。

（未登録者の対応）

第10条 市は、ネットワークに登録していない者の行方不明発生時に家族等から協力依頼があった場合について、事前登録者と同様に対応できるものとする。

（個人情報の保護）

第11条 市及び協力機関は、潟上市個人情報保護条例（平成17年潟上市条例第11号）の規定に基づき、収集した個人情報の管理を厳重に行うとともに、これを目的以外に使用してはならない。

2 この事業を実施する際に外部へ提供する情報は、家族等が同意する範囲で発見に必要な最小限度のものとする。

（連絡会議）

第12条 市は、事業の活動状況を検討及び報告するため、必要に応じ連絡会議を設置することができる。

2 連絡会議の委員は、潟上市地域包括支援センター運営協議会の委員をもって充てる。

3 連絡会議の議事は、潟上市地域包括支援センター運営協議会の会議内においておこなうものとする。

（庶務）

第13条 事業の庶務については、地域包括支援センターが担当する。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、ネットワーク事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。